令和６年度（2024年度）子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱

（目的）

１　この補助金は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34条。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

２　補助事業者は、市町村、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人、医療法人及び社団法人、財団法人、その他知事が適当と認めるもので、６に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則１２ヶ月運営し、かつ、保育料として１人当たり平均月額１０，０００円以上徴収している施設の設置者とする。

（補助事業者の義務）

３　補助事業者は、設備及び運営について児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

（補助事業）

４　補助事業は、２に掲げる補助事業者が１に掲げる目的により職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し、必要な保護を行う事業（以下「病院内保育事業」という。）とする。

（補助対象経費）

５　この補助金の対象経費は、別表の２欄に掲げる経費とする。

（病院内保育事業の種別）

６　病院内保育事業の種別はＡ型特例、Ａ型及びＢ型とし、Ａ型特例は児童１人以上４人未満で保育時間８時間以上及び保育士等職員２人以上有するものとする。Ａ型は児童４人以上で保育時間８時間以上及び保育士等職員２人以上有するものでＢ型に該当しないものとする。Ｂ型は児童１０人以上で保育時間１０時間以上及び保育士等職員４人以上有するものとする。ただし、Ｂ型のうち次の（１）及び（３）に該当する施設で児童３０人以上で保育士等職員１０人以上有するものはＢ型特例とする。

（１）医療法第３１条に規定する公的医療機関（ただし、昭和26年厚生省告示第167号のうち１及び２を除く。）

（２）市町村立施設（一部事務組合立を含む。）

（３）（１）（２）以外の施設

（補助金交付額の算定方法）

７　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の１欄に定める基準額と２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

（２）別表の別に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率については、次のとおりとする。ただし、病院内保育施設設置後３カ年を経過していない施設にあっては適用しないものとする。

①　負担能力指数及び調整率

ア　６の（１）及び（３）に該当する施設

区　　分	負担能力指数	調整率
基　本　額	５未満 ５以上２０未満 ２０以上	１．０ ０．８ ０．６

イ　６の（２）に該当する施設

区　　分	負担能力指数	調整率
基　本　額	３未満 ３以上１５未満 １５以上	１．０ ０．５ ０．０

② 負担能力指数は、補助を受けようとする年度に行う子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金に係る所要額調査で提出された病院内保育施設の運営収支状況等から算定するものとし、その算出基準は、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営費に係る設置者負担額（子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費とを比較して少ない方の額とする。

病院内保育施設に係る標準経費の算出方法
標準経費＝ 保育士等の数 × 標準人件費 ＋ その他の経費

（注）１ 「保育士等の数」は、当該年度の４月１日（土曜日、日曜日又は休日の場合は、直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、２．６で除して得た数値（小数点第２位四捨五入）とする。ただし、算出された保育士等の数が、別表の各型の保育士等数を下回る場合は、各型の基本額を算定する際に使用する保育士等の数とする。
２ 「標準人件費」は、３，１８６，０００円とする。
３ 「その他の経費」は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうち必要と認められる額とする。ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

（３）２４時間保育の実施に係る基準については、別記によるものとする。

（４）病児等保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育については、６の（３）に該当する施設が実施する場合に限るものとし、実施に係る基準については、別記によるものとする。

（５）６の（１）及び（３）に該当する施設は（１）により算出された額に３分の２を乗じて得た額に、６の（２）に該当する施設は（１）により算出された額に４分の１を乗じて得た額に別表の３欄に定める地域調整率を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。

別表

１ 基準額	２ 対象経費	３ 地域調整率
各病院内保育施設につき、１により算定した基本額より別記に定める保育料収入相当額を控除の上、別に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、２により算定した加算額の合計額 １ 基本額 （Ａ型特例） １人×１５３，７００円×運営月数 （Ａ型） ２人×１５３，７００円×運営月数 （Ｂ型） ４人×１５３，７００円×運営月数 （Ｂ型特例） ６人×１５３，７００円×運営月数 ２ 加算額 （２４時間保育を行っている施設） １７，０６０円×運営日数 （病児等保育を行っている施設） １８７，５６０円×運営月数 （緊急一時保育を行っている施設） １７，０６０円×運営日数 （休日保育を行っている施設） １１，６３０円×運営日数 （児童保育を行っている施設） １０，６７０円×運営日数	病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 １ 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ２ 委託料（上記１に該当するもの。）	病院の所在する二次医療圏の人口10万対看護職員就業数が全道平均人口10万対看護職員就業数に占める割合（従事者届集計数による）［令和２年12月末現在］ 80%未満 １．１５ 80%以上90%未満 １．１ 90%以上97%未満 １．０５ 97%以上 １．０

（補助金の交付申請）

８ 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下「保福様式」について同じ。））に次に掲げる申請書及び関係書類を知事に提出して行うものとする。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補

助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
（１）事業計画（実績）書（保福第１の２号様式）
（２）事業計画書（保福第22号様式）
（３）申請額算出内訳（保福第23号様式）
（４）保育士等給与費明細書（保福第24号様式）
（５）経費の配分調書（保福第１の18号様式）
（６）事業予算書（保福第１の20号様式）
（７）資金収支計画書（保福第１の32号様式）（申請者が市町村の場合を除く。）
（８）委託契約書の写し（原本証明をしたもの）及び運営要綱等（運営等が委託の場合に限る。）
（９）病院内保育所利用児童数調（別紙１号様式）
（10）２４時間保育実施日数調（別紙２号様式）（２４時間保育を実施している施設に限る。）
（11）病児等保育児童数調（別紙３号様式）（病児等保育を実施している施設に限る。）
（12）緊急一時保育児童数調（別紙４号様式）（緊急一時保育を実施している施設に限る。）
（13）休日保育児童数調（別紙５号様式）（休日保育を実施している施設に限る。）
（14）児童保育児童数調（別紙６号様式）（児童保育を実施している施設に限る。）
（15）保育料金及び保育時間が規定された規則等の写し（原本証明したもの）

（補助金の交付）
９　補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（交付の条件）
10　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
（１）規則及びこの要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
（２）補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、補助対象経費の10パーセント以内であるときはこの限りではない。
（３）補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
（４）補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
（５）補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
（６）この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
（７）（６）の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
（８）この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。
（９）補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も同様とする。
（10）補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
（11）補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、（10）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
（12）この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
（13）補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。
（14）次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該

取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
ア　この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
イ　虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
ウ　補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
エ　アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
（15）（14）の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
（16）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
（17）補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
（18）（５）の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

11　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第１の21号様式）に８の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

12　この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第１の23号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
（１）補助事業の進ちょく状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
（２）その他参考となるべき書類

（実績報告書）

13　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日までのうち、いずれか早い日までに次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
（１）補助事業等実績報告書（保福第１の28号様式）
（２）事業計画（実績）書（保福第１の２号様式）
（３）事業実績書（保福第22号様式）
（４）申請額算出内訳（保福第23号様式）
（５）保育士等給与費明細書（保福第24号様式）
（６）事業精算書（保福第１の31号様式）
（７）病院内保育所利用児童数調（別紙１号様式）
（８）２４時間保育実施日数調（別紙２号様式）（２４時間保育を実施している施設に限る。）
（９）病児等保育児童数調（別紙３号様式）（病児等保育を実施している施設に限る。）
（10）緊急一時保育児童数調（別紙４号様式）（緊急一時保育を実施している施設に限る。）
（11）休日保育児童数調（別紙５号様式）（休日保育を実施している施設に限る。）
（12）児童保育児童数調（別紙６号様式）（児童保育を実施している施設に限る。）
（13）委託料の精算書（原本証明をしたもの。運営等が委託の場合のみ添付すること。）
（14）保育士等が２４時間勤務していることが証明できる書類（２４時間保育を実施している施設に限る。）

別 記

子育て看護職員等就業定着支援事業における加算基準等について

１　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７（３）に規定する２４時間保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（１）対象施設

保育の有無に関わらず、保育士等が２４時間継続して児童を保育できる体制が整備されている病院内保育所

（２）２４時間保育体制

ア　保育士等が２４時間保育施設に常駐している病院内保育所で、夜間保育を実施し、その保育士等に対し２４時間保育による手当等が支払われている病院内保育所。

イ　保育士等が２４時間保育のため自宅待機等の制約を受け、かつその保育士等に対し２４時間保育による手当等が支払われている病院内保育所

ただし、自宅待機等の場合については、２４時間保育加算額（17,060円/日）と同等若しくはそれ以上の額が支給されている場合に限る。

ウ　原則として、ア若しくはイによる場合とするが、各実施施設によって、勤務形態及び雇用形態は様々であることから、ア若しくはイによらない場合においても、別途協議を行うことにより加算対象とできるものとする。

２　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７（４）に規定する病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（１）対象児童

ア　医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の場合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ　保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）

（２）対象疾病等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性的疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

（３）施　設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。

また、安静室は病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１．６５㎡以上であること。

（４）職員配置等

ア　病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

イ　児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ　体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ　他の児童への感染の防止に配慮すること。

（５）利用事務手続等

ア　利用事務手続については、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ　利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

（６）保育料の徴収

病児等保育に係る費用については、１日当たり３，２００円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

（７）その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や周辺施設の保育所等との情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

３　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７（４）に規定する緊急一時保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（１）対象児童

２４時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年児童を含む）

（２）対象サービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者との契約を行い、３（１）により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

（３）緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

４　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７（４）に規定する児童保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（１）対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下「放課後児童」という。）

（２）施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保できること。

（３）職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第３８条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置すること。

５　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７（４）に規定する休日保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

（１）対象

次に掲げる日に保育サービスを提供した場合。ただし、次に掲げる日であっても、診療日として表示する日は除く。

ア　日曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年７月２０日法律第１７８号）第３条に規定する休日

ウ　１２月２９日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）

６　「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の７の別表中で規定する保育料収入相当額は、２４，０００円に病院内保育事業の種別ごとに表１に掲げる保育児童数並びに保育月数を乗じた金額とする。

表１　上限人数

種　別	保育児童
Ａ型特例	１人
Ａ　　型	４人
Ｂ　　型	１０人
Ｂ型特例	１８人